

市川市脱炭素先行地域づくり事業 Z E H - M 補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市が環境省により脱炭素先行地域に選定されたことを踏まえ、再生可能エネルギーの導入等を推進し、本市における脱炭素化を図るため、市長が定める地域において年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロになることを目指した集合住宅（以下「Z E H - M」という。）を新たに建築する者に対し、予算の範囲内において、市川市脱炭素先行地域づくり事業 Z E H - M 補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成 8 年規則第 3 6 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げる要件を満たす Z E H - M を新たに建築する事業であって、市長が別に定める手続により特に優れた環境性能を有する Z E H - M であると市長が認めるもの（以下「公募選定住宅」という。）を建築するものとする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本市に納付すべき市税を滞納していないこと。
- (2) 公募選定住宅の所有者であること。
- (3) 公募選定住宅の建築における費用を負担する者であること。
- (4) 補助対象事業に関し他の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費（太陽光発電設備及び専有部における蓄電池の導入に要する経費を除く。）のうち、工事費、設備費、業務費及び事務費とする。

- 2 補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれるときは、補助対象経費からこれらに相当する額を控除した額とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、1戸当たり500万円（角住戸であって、別表住棟及び住戸の評価の項第2号ただし書又はBEIの項ただし書に該当するものにあつては、250万円）を限度とし、かつ、1棟当たり1億円を限度とする。

(交付の申請等)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、市川市脱炭素先行地域づくり事業ZEH-M補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書を提出した者は、補助金の交付の申請を取り下げる場合は、市川市脱炭素先行地域づくり事業ZEH-M補助金交付申請取下届（様式第2号）を市長に届出をするものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公募選定住宅の竣工後に最上階の角住戸において気密測定を実施すること。
- (2) 入居者の募集に当たっては省エネ性能ラベル（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第27条第2項第2号の規定により定められている様式をいう。以下同じ。）を明示するとともに、全ての住戸について一般消費者を対象に募集すること。
- (3) 公募選定住宅の住宅用途にかかる部分（全ての住戸及び住宅用途にかかる共用部をいう。）における全てのエネルギー使用状況（エネルギー購入量、創エネルギー量及びエネルギー消費量をいう。）の計測及び記録をし、市長が別に定める期日までに市長に報告すること。
- (4) ZEH-Mの普及拡大のため、補助対象事業に係る設計情報を開示し、及び公開することについて承諾すること。

(決定の通知)

第 8 条 規則第 6 条の規定による通知は、市川市脱炭素先行地域づくり事業 Z E H - M 補助金交付可否決定通知書（様式第 3 号）により行うものとする。
（変更等の承認）

第 9 条 規則第 8 条の承認を受けようとする者は、市川市脱炭素先行地域づくり事業 Z E H - M 補助金交付申請事項変更等申請書（様式第 4 号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を市川市脱炭素先行地域づくり事業 Z E H - M 補助金交付申請事項変更等承認可否決定通知書（様式第 5 号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（実績報告）

第 1 0 条 規則第 1 3 条の補助事業等実績報告書は、市川市脱炭素先行地域づくり事業 Z E H - M 補助金実績報告書（様式第 6 号）によるものとし、規則第 1 6 条の交付請求書を兼ねるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) Z E H - M の建築に関する次に掲げる書類

ア 補助対象事業に係る工事請負契約書等の写し及び領収書等の写し

イ 補助対象事業に係る建物登記事項証明書

ウ 補助対象事業における施工前、施工中及び施工完了時の写真で、建築箇所、建築物の外観及び E V 充電器設置部分を確認することができるもの

エ その他市長が必要と認める書類

(2) Z E H - M の認証等に関する次に掲げる書類

ア 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 7 条第 5 項又は同法第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証

イ B E L S 評価書

ウ 省エネ性能ラベル（全住戸）

エ C A S B E E 建築評価認証書

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は令和9年度の2月末日のいずれか早い日とする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、市長が指定する日とする。

(額の確定及び補助金の交付)

第11条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市脱炭素先行地域づくり事業ZEH-M補助金額確定通知書(様式第7号)により、補助金の交付決定を受けた者に通知するとともに、補助金の交付の請求をした者が指定した金融機関の口座に補助金を振り込む方法により補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第12条 規則第18条第3項において準用する規則第6条第1項の規定による通知は、市川市脱炭素先行地域づくり事業ZEH-M補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により行うものとする。

(財産処分の制限)

第13条 財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。

2 補助金の交付を受けた者は、規則第21条本文の市長の承認を受けようとするときは、市川市脱炭素先行地域づくり事業ZEH-M補助金に係る財産処分承認申請書(様式第9号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、当該申請をした者に対し、市川市脱炭素先行地域づくり事業ZEH-M補助金処分承認(却下)通知書(様式第10号)により通知するものとする。

4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による通知を受けたときは、第1号に掲げる額(第2号に掲げる割合を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))を返還しなければならない。ただし、天災、本人の責めに帰さない事故その他の市長がやむを得ないと認

める事由により、当該補助金の交付を受けた者が規則第21条本文の規定に違反することとなった場合において返還すべき額は、市長が認める額とする。

(1) 交付を受けた補助金の額

(2) 財産処分制限期間の月数に対する第2項の申請書に係る補助対象設備の処分を行った日の翌日から財産処分制限期間が満了する日までの月数（その月数に1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた月数）の割合（書類の整備等）

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費に係る支出を明らかにした帳簿を備え、当該支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

（協力）

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者又は補助金の交付を受けて導入した補助対象設備の所有者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 国の脱炭素先行地域づくり事業に関するデータの提供及びアンケートへの回答

(2) 本市が推進する地域脱炭素施策に関する調査

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月10日から施行し、同月1日から適用する。

別表（第2条関係）

区分	要件
住宅部分の階層	4層又は5層の賃貸集合住宅であること。
居住部面積	1住戸当たり50平方メートル以上であること。
住棟及び住戸の評価	<p>次の各号のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 1住棟当たりNearly ZEH-M以上であってUA値0.35以下あること。</p> <p>(2) 1住戸当たりZEH-M Ready以上であってUA値0.35以下であること。ただし、角住戸にあつては、UA値0.35を超え0.46以下の場合であつても対象とすることができる。</p>
供給電力	再生可能エネルギーであること。
BEI	1住戸当たり0.60以下であること。ただし、角住戸にあつては、0.60を超え0.65以下の場合であつても対象とすることができる。
蓄電池	専有部又は共用部に設置すること。
EV充電設備（敷地内に駐車場がある場合）	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数以上のEV充電設備を整備すること。</p> <p>(1) 5区画未満の専用駐車場を設ける場合 1区画以上</p> <p>(2) 5区画以上の専用駐車場を設ける場合 全体の区画数の20パーセント以上</p>
認証に関する事項	<p>次に掲げる認証を取得すること。</p> <p>(1) BELS認証</p> <p>(2) CASBEE建築評価認証書</p>

市川市脱炭素先行地域づくり事業Z E H－M補助金交付申請書

市川市長

（申請者） 住所
氏名
電話番号

市川市脱炭素先行地域づくり事業Z E H－M補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 選定結果通知番号

市川第	—	号
-----	---	---

2 補助対象事業を実施する住宅の所在地

地番	
----	--

3 交付申請額

交付申請額（税抜）	
金	円

4 補助対象事業の開始日及び完了日

開始予定日	完了予定日
年 月 日	年 月 日

※開始日：契約日 ※完了日：工事完了日

市川市脱炭素先行地域づくり事業 Z E H - M 補助金交付申請取下届
市川市長

（申請者） 住所
氏名
電話番号

下記のとおり市川市脱炭素先行地域づくり事業 Z E H - M 補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、申請を取り下げます。

記

1 補助対象事業を実施する住宅の所在地

地 番	
住居表示	

2 補助金の交付申請額

_____ 円

3 取下げの理由

--

様式第3号（第8条関係）

市川第 号
年 月 日

市川市脱炭素先行地域づくり事業ZEH-M補助金交付可否決定通知書

様

市川市長

年 月 日付けで申請のあった市川市脱炭素先行地域づくり事業ZEH-M補助金
について、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

1 補助金を交付します。

補助金交付決定額 _____ 円

2 補助金を交付しません。

(理由)

(教示)

年 月 日

市川市脱炭素先行地域づくり事業ZEH-M補助金交付申請事項変更等申請書

市川市長

（申請者） 住所
氏名
電話番号

市川第 号により交付の決定を受けた市川市脱炭素先行地域づくり事業ZEH-M補助金の交付申請事項について、下記のとおり（変更・中止・廃止）の承認を受けたいので、申請します。

記

1 本申請に係る住宅の所在地（地番）

地番	
住居表示	

2 交付決定を受けた補助対象設備と変更申請額（中止の場合は記載不要）

補助対象事業	交付申請額(A)	変更申請額(B)	差引(=B-A)
新築ZEH-M	円	円	円

3 （変更・中止・廃止）の理由

--

4 事由発生日

年 月 日

5 変更後の事業期間（交付申請時から変更が無ければ記載不要）

年 月 日 から 年 月 日 まで

様式第5号（第9条関係）

市川第 号
年 月 日

市川市脱炭素先行地域づくり事業ZEH-M補助金交付申請事項変更等承認可否
決定通知書

様

市川市長

年 月 日付けで申請のあった市川市脱炭素先行地域づくり事業ZEH-M補助金交付申請事項変更等の承認について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 承認します。
- 2 承認しません。
(理由)

(教示)

市川市脱炭素先行地域づくり事業ZEH-M補助金実績報告書

市川市長

（申請者） 住所
氏名
電話番号

市川第 号により交付の決定を受けた市川市脱炭素先行地域づくり事業ZEH-M補助金について、下記のとおり補助対象事業を完了したので、報告いたします。

記

1 補助対象事業を実施する住宅の所在地

地番	
住居表示	

2 補助対象設備の内容

新築ZEH-Mの補助対象経費

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	（間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
測量及び試験費		円	
設備費	設備費		円
業務費	業務費		円
事務費	事務費		円
補助対象経費の小計			円
交付申請額【千円未満切捨て】			円

補助金の額の確定をした場合は、当該額を下記の口座に振り込んでください。

1 交付決定額 _____ 円

2 請求額 _____ 円

振 込 先	金 融 機 関					支 店			
	1 普通 2 当座	口 座 号							
	口 座 名 義 (カタカナ記載)								

様式第7号（第11条関係）

市川第 号
年 月 日

市川市脱炭素先行地域づくり事業ZEH-M補助金額確定通知書

様

市川市長

年 月 日付けで実績報告のあった市川市脱炭素先行地域づくり事業ZEH-M補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

記

補助金確定額 _____ 円

市川第 年 月 日 号

市川市脱炭素先行地域づくり事業ZEH-M補助金交付決定取消通知書

様

市川市長

年 月 日付け市川第 号で通知した市川市脱炭素先行地域づくり事業ZEH-M補助金について、市川市補助金等交付規則第18条第1項第 号の規定により、下記のとおり取り消しましたので通知いたします。

記

1 補助金交付決定日 年 月 日

2 補助金交付決定額 _____ 円

3 補助金の交付決定の取消内容

4 補助金の取消額 _____ 円

5 補助金の交付決定取消理由

(教示)

年 月 日

市川市脱炭素先行地域づくり事業ZEH-M補助金に係る財産処分承認申請書

市川市長

（申請者） 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け市川第 号により補助金交付決定を受けて建築したZEH-Mを処分したいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業を実施する住宅の所在地

地番	
住居表示	

2 補助対象設備の補助対象経費及び補助金交付額

補助対象経費の額	円
交付を受けた補助金の額	円

3 財産処分の内容

(1) 処分の理由			
(2) 取得年月日	年 月 日	経過年数	年 月
(3) 処分の制限期間	年 月 ~	年 月頃	
(4) 処分の内容			
(5) 処分予定日	年 月 日		

様式第10号（第13条関係）

市川第
年 月 日 号

市川市脱炭素先行地域づくり事業ZEH-M補助金処分承認（却下）通知書

様

市川市長

年 月 日付けで申請された市川市脱炭素先行地域づくり事業ZEH-M補助金に係る財産処分の承認について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

1 承認します。

市川市脱炭素先行地域づくり事業ZEH-M補助金交付要綱第12条第5項の規定による返還金額

_____円

2 却下します。

（理由）

（教示）